

平成28年8月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成28年8月10日(水) 午後3時02分から午後4時26分まで
- 2 開催場所 保健福祉センターなわ
- 3 出席委員 (29人)

会長	29番	中川 幸應			
委員	1番	尾崎 幹男	15番	高虫 秀樹	
	2番	村上 茂夫	16番	馬田 雄一郎	
	3番	川上 英章	17番	田中 祥二	
	4番	入江 英之	18番	尾古 礼隆	
	5番	岡田 幸正	19番	片山 良孝	
	6番	田中 喬	20番	高見 昌治	
	7番	前田 繁昌	21番	岸本 耕二	
	8番	岩波 宏承	22番	籠津 文彦	
	9番	枝谷 凱之	23番	黒見 憲治	
	10番	片桐 研二	24番	米澤 誠一	
	11番	原 祥二郎	25番	遠藤 幸子	
	12番	伊澤 卓司	26番	吹野 正幸	
	13番	徳永 健	27番	森田 信也	
	14番	大原 広巳	28番	遠藤 光則	
- 4 遅刻委員 (3人) (14番 大原 広巳、17番 田中 祥二、19番 片山 良孝)
- 5 議事録署名委員の決定 (24番 米澤 誠一、25番 遠藤 幸子)
- 6 会務報告(別紙)
- 7 議事日程
 - 議案第1号 鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づく大山町拠点地区施設整備計画(名和地区、大山地区)の作成について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願いについて
 - 議案第5号 平成28年度大山町(羽田井・束積の各一部〈151地区〉)地籍調査事業に係る農地の地目変更について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
- 8 報告事項
 - (1) 賃貸借の解約について
 - (2) その他

9 その他

- (1) 平成28年9月定例会の日時について
- (2) 農業委員会だよりについて
- (3) 農地パトロールの日程調整について
- (4) その他

10 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
主任	山根圭
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長のご挨拶で8月の委員会を開会してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。本日は大変蒸し暑い中を、8月の大山町定例農業委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先日の8月25日には、平成28年度第1回の市町村農業委員会会長並びに事務局長会議が湯梨浜町の水明荘にて開会されております。会議の主な内容としては、農地組織担い手対策の現状と課題について、2番目として農地中間管理事業の本格的な推進と農業委員会との連携について、3番目として新たな農業委員会組織の制度について、を議題として報告と協議等が実施されました。続いて、第54回の鳥取県農業委員会会長協議会の定期総会が実施されて、会議並びに定期総会の全てが審議されて承認となりました。

以上、農業委員会会長事務局長会議と農業委員会会長協議会の定期総会の報告といたします。

つきましては、本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の皆様のご協力をいただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

(19番委員 15時4分着席)

議長 続きまして、開会宣言でございますが、本日の出席者で17番委員さんがちょっと遅れるということで連絡が入っております。また、14番委員さんの連絡はありませんが、遅れとるようでございます。従いまして、29名中27名の出席ということで、大山町農業委員会会議規則第2章第5条によって、委員の過半数の出席にて本日の定例会の会議が成立したことをここに宣言をいたします。

続きまして、議事録署名委員の決定でございますが、24番委員さん、よろしくお願いいたします。もう一方、25番委員さん、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、4番目の会務報告に入らせていただきます。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 【会務報告】

- ・(7月 5日) 中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- ・(7月 8日) 7月委員会案件現地調査について。
7月定例農業委員会について。
農地パトロール地区別日程調整について。
農業委員会だより第1回編集委員会について。

- ・(7月13日) 農業者年金加入推進特別研修会について。
- ・(7月15日) 名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- ・(7月19日) 名和地区農地パトロール(1班)について。
- ・(7月21日) 第4回鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- ・(7月22日) 農地中間管理事業西部ブロック会議について。
- ・(7月25日) 平成28年度市町村農業委員会会長・事務局長会議(トップセミナー)について。
第54回鳥取県農業委員会会長協議会定期総会について。
名和地区農地パトロール(1班)について。
- ・(7月26日) 青年等就農計画認定審査会(第1回)について。
親元就農促進支援交付金事業に係る研修計画審査会(第2回)について。
農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画認定審査会について。
- ・(7月28日) 中山地区農地パトロール(4班)について。
- ・(8月1日) 農業委員会だより第2回編集委員会について。
大山町の担い手育成・農地活用に関する意見交換会について。
- ・(8月2日) 名和地区農地パトロール(1班)について。
- ・(8月3日) 平成27年度西部町村会負担金会計監査(西部地区農業委員会会長協議会)について。
- ・(8月4日) 平成28年度鳥取県農業者年金連盟定期総会について。

(15時7分 17番委員着席)

議長 はい、ありがとうございます。会務報告の説明が終わりました。ここで皆さんのほうで何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので、次に移らせていただきたいと思います。

議長 5番目の議事日程に入らせていただきます。

議案第1号、鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づく大山町拠点地区施設整備計画(名和地区、大山地区)の作成について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第1号、鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づく大山町拠点地区施設整備計画(名和地区、大山地区)の作成について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

右のほうの照会文のとおり、町の企画情報課のほうから照会が入っております。こちらは以前にこの定例会でもお話をさせていただいたことがあるようですけれども、町が定住対策としまして、民間の活力を利用した分譲宅地を整備

しようということで昨年から動きがありました。その中で、皆さんご存知のとおり、民間での宅地造成のみの転用というのは原則不許可ということになっております。そこで、今回ありますように鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画の拠点地区に指定することによりまして、民間での宅地造成のみの農地転用が可能になるということがございます。それで今回、大山町内の大山・名和・中山の3地区で駅・役場・インターチェンジ周辺等の農用地区域から外れた白地、いわゆる3種農地になりますけれども、そこと、宅地、山林、原野、雑種地を大山町の拠点地区に指定しようとするものでございます。また、この拠点地区の中で具体的に名和地区と大山地区で民間業者さんのほうから申し出がでておりました、具体的に計画が進んでおります。その中で、整備計画を作成されたということで、今回照会がきております。次のページから大山町の拠点地区の概要と計画図面、名和地区、大山地区の施設整備計画と図面を付けております。ちょっと白黒で非常に見辛いですけれども、図面を見ていただきますと、駅や役場、インターチェンジの周辺にちょっと色濃く塗っているところが農振農用地に入っていない農地でございます。そういったところが民間での宅地造成のみの農地転用も可能になると、そういう特例に乗れる所になってまいります。今後の流れですけれども、今日、照会を受けて農業委員会が意見を町のほうに返します。それを受けて町のほうから県に承認を求めるといような流れになります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんのほうで何か質問等がございますでしょうか。

事務局 議長、すみません。

議長 はい。

事務局 少し補足をさせていただきたいと思います。昨年だったと思いますが、少しだけこの場でこういう動きを町がしているということの経過報告をさせていただきました。それが正式にこの度、書面として挙がってきたということでございまして、考え方としましては、その2ページ目に基本計画、中海の拠点区域というのが平成6年に、合併前ですが、日野郡を除く西部地区一帯で地方拠点整備法という法律がございますが、その法律に基づいた地域指定がされておりました、その拠点区域に指定された中の開発計画、色んな開発計画がございますが、宅地の整備計画もそうですけれども、そういうその拠点法に基づく計画の中に折りこまれた区域に関しては農地法でも特例的に民間の宅地造成のみ、建物が無くても分譲宅地の造成のみで転用の許可が可能になるというような特例が農地法の中にごございます。

(14番委員 15時16分着席)

その図面を何枚か付けておりますけれども、この円の中の黒く塗った所が先程説明したように農振農用地区域に入っていない農地ということでございまして、区域指定はあくまでもその半円の中の黒い部分と、白い圃場整備してあるよう

な農地は除きますが、農地以外のものということが2ページのほうに区域指定の範囲として記入されております。2ページの2をご覧いただきたいと思いません。中山地区については下市駅と中山口駅・それから役場の中山支所。名和地区に関しては、名和駅・御来屋駅・役場本庁・名和インター。それから大山地区については大山口駅・役場大山支所・大山インター。これのそれぞれの中心施設から半径330m以内の農振農用地区域でない、区域外の農地と、農地以外のものを、この地方拠点都市計画の中の大山町の計画区域に指定するということの照会がこの度、農業委員会にあったということでございます。併せまして今回もう一点、照会を受けておりますのは1ページ目に戻っていただきますと、下のほうに3つの地番が記載をしてあります。これはその拠点計画の区域に指定するというのと、具体的な計画が煮詰まった段階ではその整備計画というものを改めて策定をして、その部分について併せて農業委員会の同意を得る必要があるというところから、今回の照会の意味合いは町内の3地区に拠点地区を設定するというのと、併せて、その3地区の内、具体的な計画が整った名和地区内と大山地区内の具体的な整備計画について同意を得たいと、この2つの意味を持つ照会だということでご理解いただきたいと思いません。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今、説明がございましたが何か皆さんのほうで質問等がありますでしょうか。(挙手あり) はい、どうぞ。

19番委員 ちょっといいですか。

議長 どうぞ。

19番委員 今の330m以内の農振地域がありますよね。周辺の農振地域は除くということになっていますが、農振地域の隣接したものについては認めないということでしょうかね。

事務局 よろしいでしょうか。

議長 はい。

事務局 書いてあるとおりで、農振の農用地区域に指定されているところは対象外です。

19番委員 形状があって、その農振は、要するに3反窪とか2反窪とかですね、形状が悪くて、そういう農振地域は一応認めないということでしょうか。

事務局 いや。ですから、農地の形状等に関係なく農振農用地区域に指定されている所は、今回の計画からは町としては除外するという事で計画がされております。

議長 それ以外に何かありますでしょうか。(挙手あり) はい、17番さん。

17番委員 17番です。まず、単純に施設整備計画に中山地区が入っていないということの理由を説明して下さい。次に二点目。2ページの拠点地区指定区域及び土地区分の中に、中山地区だけインターが入っていない。これの理由。とりあえず二点。

事務局

私の知る範囲ということで回答をさせていただきます。あくまでも町が計画したものということでございます。一つ目の今回の整備計画は、名和インター周辺の部分と役場の大山支所の周辺の部分、大きく分けて二ヶ所の整備計画が照会がまいてしております。これは具体的な計画が整った段階でないと整備計画というのは策定出来ないということでございまして、その具体的な整備計画といたしますのが、7ページ以降にございます。7ページに名和地区と大山地区の具体的になった整備計画が今回照会対象としてありまして、このようにどこの土地でどういう計画をどういう事業者がするかということの詳細が確定しないと整備計画は作れないというものでございますので、今現在この整備計画を策定して農業委員会の照会が可能な区域が今のところは、この二ヶ所だということでございます。今後、具体的な整備計画が他の地区でもまとまれば、随時またこの農業委員会のほうに照会が掛かってくるというような流れになっております。今現在は中山地区では具体的な整備計画が策定出来るような状況にないということです。それから、中山インターがこの基本計画の区域の中に入っていないということでございますが、中山インターの周辺にはご存じのとおり、町営の分譲住宅団地がございまして、まだ分譲で残っているものもございまして、その辺りで十分に対応可能だというようなことで中山インターは改めてこの計画の対象範囲にはされていないというふうに伺っております。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それ以外に何かございますでしょうか。

17番委員 まだ質問があります。いいですか。

議長

どうぞ。

17番委員 いいですか。

議長

はい。

17番委員 今、事務局は「聞いております」という説明でしたけども、それは町執行部のほうからそう言っているということで、あえて拠点地区からも除外したという受け止め方をしているわけですね。更に、中山地区には二つのインターがありまして、赤碕中山という、これは何故除外したのか。今の事務局の話では、「聞いております」ということですから、これらについてもそういう回答になるかと思いますが、ちょっと視点がずれるかしらんけども、農業委員会に私は地区選出の選挙区の委員ですが、各種団体推薦の委員さん、議会からの推薦委員さんが幸いにしてこの我々の委員の同士としていらっしゃいます。その議員さんに聞く事はなりませんかね。こういう基本計画は議会の中で説明を受けておられるでしょうから、どういう辺りの説明でこういう中山のインターが欠落したりしているのかということの事情がいくらかでも理解をしたいと思いたすがいかがでしょうか。

14番委員 いいですか。

議長

はい、14番委員。

14番委員 はい。僕も知らん事は言えませんが、知る範囲のことで話させてもらおうと、

中山インターが外れたことの説明に、町長としては、やはり先程、事務局からも言いましたけども、ナスパル団地がまだ12、3ですかね、残っているということで、町長が補足説明で、そこが完売になれば中山インターも追って指定するような格好で議会のほうには説明がありましたので、もう10年も15年も掛かるとは思いません。多分、この2、3年の内にはナスパルタウンはケリが付くと思いますので、もう完売が目の前になれば追加指定をするんではないかというふうに思います。中山インターについてはですね。それと赤碕中山インターについては、議会のほうには直接説明はありませんでした。25番さん、足らん所があれば。

事務局 議長、よろしいでしょうか。

議長 ちょっと、25番委員さん。

25番委員 いいです、いいです。

議長 いいですか。はい。

事務局 町境のほうのインターに関しましては、私の知る範囲ですが、中々、民間の目も向き辛くないかというようなことを、町のほうで判断をされた結果、先程もありましたが当面はこのエリアは除外をしながら、他の定住化し易いような所を指定して対処していこうというような考え方になるということだと思います。

議長 17番委員さん、いいですか。

17番委員 14番委員さん、お話ありがとうございました。今、非常に事務局の話にちょっと疑問を持つわけですけども、色々と諸事業をやるのに、基本計画や整備計画を作る時に、先入観を持ってそういう行政の計画を作る、非常にこれは何って言うですか、偏った計画になりがちなのことを断言してもいいと思いますが、大山町の町を公平な立場で全般的に発展をしようという姿勢があるなら、そういう発言は出て来ないと思いますし、ましてや定住政策、人口の問題に関わることについては、誰が見ても西の方向、大山地区、米子に近いほうが整備事業をやっても、あるいは定住対策をとっても、解りやすい、見易いと思う。もう一つ、今大山口駅前、行政のほうで宅地造成をしとられるようですが、これはどういうふうなものに基づいてやられておられるのか。その辺をお聞かせいただきたいのですが。ちょっと反れましたが、私は立場上、短い期間でしたが、色々な立場を持たせていただきました。そういう関係なのか、中山地区の住民の方から、非常にたくさん合併不満が私の耳には届きます。「中山は合併して何が良かったかいや」「何してもらったかいや」こういう事が、私の耳には届きますが、今の事務局の話、これが町長なり町執行部の思いであるとするなら大いに不満を表明しておきたいと思うし、そういう偏った考え方で行政執行や行政が執り行う各インフラ整備、その他、定住対策、その他計画が公平な計画になるのか非常に疑問を持ちます。特に、こういう目に届く計画というか書面になると差が明らかに出てくるということは非常に不公平感や不

満を持つということですから、今の事務局の話が町長や執行部の話であるとするならば、大きな声をして中山地区の選出委員として不満を表明しておきます。いずれかの形で届けていただきたいと思いますし、今、14番さんにはお話をいただきましたけれども、2名の町会議員さん、私の意見を理解していただけるならば、全ての行政についての議会での対応についてのご配慮をいただきたい。そうお願いをしときます。

議長 はい。

事務局 議長、よろしいでしょうか。先程のインターの一ヶ所が漏れているという部分の件については、先程の私の説明が全てだというようにご理解をいただくと少し困るんですが、私もこの定住対策の検討チームの一員には入っておりました。これは農地法絡みの部分をどういうふうにするかというふうなことを中心に私は意見を言わせていただいたところですが、その一ヶ所のインター周辺が今回の計画から漏れているという部分については、最終的には町の判断ということでございまして、私も機会を捉えて改めてこの場でのご意見を伝えていきたいと思っております。それからもう一点、大山支所の前の町営の住宅団地の整備、これに関しましては、この計画の中にはエリアとしては入っておりますが、元々、町が事業主体で造成する場合は農地法上分譲宅地造成も可能だというふうなことに特例になってございまして、なるべく早く着手したいというふうな考え方の中から、今回の開発基本計画のエリアの中にはございまして、あえて整備計画の中には入れ込まないで事業が進められているというところでございまして、基本的な考え方は定住対策というところは間違いない事業でございまして。

議長 はい、17番委員さん。

17番委員 はい、ここであんまり議論しとってもしませんし、そういう場でもないと思っておりますので、最後をお願いをして私の意見を終わりたいと思っておりますが、今、25番委員さん、チラッと私のほうを見ていただきまして、14番議員さん、25番議員さんをお願いしときますが、基本計画、全ての事業をやるのに基本計画がないと実施計画に当然移っていかない。実施計画の具体案が出てきたから基本計画を作る、これは行政手法としては後追いの事務処理だと思いますので、こういったことのないように是非お願いしておきたいと思っておりますし、ナスパルタウンの売れ残りがあるから、中山インターは完売してから計画に入れるんだと、変更が可能なようでありますから、是非、この中山インターも今私が申し上げた計画そのものがないと実施計画も生まれてこないということからすると、今、売れ残るにしても拠点地区としてぐらいは、当然、基本計画の中に入るべきだと思いますし、赤碕中山インターにつきましても中山地区300m範囲にはたくさん適地はあると思っておりますので、定住対策からして全くこれは基本の基本ですから、基本の中から中山地区のそういった拠点を除外してあることについて非常に不満を持っておりますので、両議員さんには議員の立場で議

会でそういうことがあれば、私の意見を理解していただくならば、是非、理解していただきたいと思っておりますけども、そういう立場で発言、ご協力をお願いして私の質問は終わります。

議長 はい。それ以外に何か質問がございますでしょうか。(沈黙) それでは採決のほうに移らせていただきたいと思います。

議案第1号、鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づく大山町拠点地区施設整備計画(名和地区、大山地区)の作成について、を採決いたしますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きます。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくをお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号26番、土地は〇〇〇〇〇〇△△△-△外4筆、譲渡人、〇〇都〇〇〇市〇〇△丁目△番△△号、□□□□さん外2名、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地△、◇◇◇◇さん、こちらは売買で10a当たり※※万円と伺っております。番号27番、土地の所在は〇〇〇〇△△△△-△外4筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△△△番地、有限会社 □□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△△番地、有限会社 ◇◇◇◇◇◇さん、こちらは売買で10a当たり※※万円と伺っております。この中で〇〇〇〇△△△△については、登記地目が山林となっておりますけども、現況は畑でございます。番号28番、土地は〇〇〇〇〇〇△△△、譲渡人、〇〇町〇〇〇△△△番地△、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらも売買で全体で※※万円と伺っております。番号29番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇〇△△△△-△△△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地△、□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地△、◇◇◇◇さん、こちらも売買で全体で※※※万円と伺っております。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。番号26番、28番、29番について18番委員さん、よろしくをお願いします。

18番委員 18番です。今日の午前中、5番委員さん、13番委員さん、そして事務局2名の5名で確認をしてまいりました。26番、〇〇〇〇の5筆ですけども、全体に広い面積でありまして、野菜が作ってあるところと、それから耕耘がしてあるところがあります。それから一部、草が生えているところがありましたけども、十分農地として活用が出来る土地だと見て帰りました。続きます。2

8番、〇〇〇〇〇〇の土地ですけども、休耕してありました。ちゃんと管理はしてありましたので問題は無いと思います。そして29番、〇〇〇〇の土地ですけども、芝がきれいに管理してありまして、農地として何ら問題は無いと思います。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号27番について、13番委員さん、よろしくお願ひします。

13番委員 失礼いたします。13番でございます。先程申されました5名で現地調査を実施してまいりました。27番の〇〇の〇〇5筆でございますが、今現在は畑ということで、売買でございますが、これは□□□の中の園内の中の圃場でございます。関連会社の◇◇◇◇◇◇さんが牧草を植えるということでございました。今現在の状況は耕作してトラクターで耕耘もしてあるところもありますし、部分的に草がまだ生えているところもございましたが、十分に農地として使える状況でありましたので、そのように確認してまいりました。以上でございます。よろしく審議の程、お願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんのほうで何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようでございますので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、失礼します。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号13番、土地の所在は、〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地△、■ ■ ■ ■さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地△、◆ ◆ ◆ ◆さん、こちら転用目的は駐車場となっております。備考欄のほうに書いておりますけども、農業振興地域整備計画の農用地区域一部除外について事前協議同意済ということで、こちらは6月の定例会でこの農業振興地域整備計画の農用地区域から一部除外することについて審議いただいたものとなります。その後に、農林水産課のほうから県と事前協議をされまして、6月22日付で県から事前協議へ同意する旨の回答があったところです。回答の写しは次のページのほうに付けておりますのでご覧下さい。この回答によりまして、農用地区域から除外見込みといたしまして、審議進達が出来るようになったため、今回、申請が出てきたところです。そのため、こちらの申請は農用地区域からの除外見込みとしての審議をお願いいたします。農地区分といたしましては、概ね10ha以

上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので第1種農地ということになります。第1種農地は原則転用不可ということになりますけれども、既存の集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでありまして、集落の方も利用されるという施設になりますので、許可根拠といたしましては、集落接続に該当いたします。番号14番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇〇△△△-△、△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地△、■■■■さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地△、◆◆◆◆さん、こちらの転用目的は駐車場となっております。こちらも、先程の13番と同様に農用地区域からの除外見込みとしての審議をお願いいたします。農地区分は300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ですので第3種農地に該当いたします。番号15番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇〇△△△番地、■■■■さん、譲受人、〇〇町〇〇〇△△△番地△、◆◆◆さん、こちらは転用目的は資材置場でございます。こちらも13番と14番と同様に農用地区域からの除外見込みとしての審議をお願いいたします。農地区分は他の農地区分に該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地ですので、第2種農地に該当いたします。隣接地は3月に転用許可となっております、駐車場及び資材置場として既に活用されております。元々、今回出て来た申請と共に売買の話があったようですけれども、許可済みの土地とは所有者が違ひまして、両者の歩調が合わずに時間を置いての申請になったようです。今回の申請地が取得出来ますことによって、当初考えられていた事業が出来るということで、今回申請が出ております。許可根拠としましては、代替地無しということになります。番号16番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇△△△-△、△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△△番地、■■■■さん、譲受人、〇〇県〇〇市〇〇△丁目△番△号、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆限会社さん、こちらは宅地造成が転用目的となります。こちらは、先程1号議案のほうで承認いただきました鳥取県中海圏域の地方拠点基本計画に基づきまして、大山町の拠点地区に指定された中の名和地区の計画に挙がっていたものでございます。まだ計画に対して県の承認をいただいておりますけれども、事前に県とは協議がされております、同意を得ておりますので、先程の農振の事前協議の同意があつて承認見込みということで、同じような考え方で承認見込みとしての審議をお願いいたします。農地区分は300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ですので第3種農地ということになります。それで先程ありましたように、1号議案でありましたように計画の方に位置付けられますと、民間事業者での宅地造成のみの農地転用も可能ということになります。次のページから位置図・計画図等を付けておりますのでご覧下さい。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いいたします。番号13番、14番について18番委員さん、よろしく申し上げます。

18番委員 はい。18番です。13番と14番について説明させていただきます。13番、〇〇の土地ですけども、◆◆◆◆◆さんの自宅前の土地でして、地目が田んぼとなっておりますが、畑みたいな感じで使ってあったのかなというような所ですけども、この◆◆◆さんが遊漁船を2隻持っておられるということで、お客さん用の駐車場が無いということで、その駐車場として使用したいということなんですが、周辺農地に対する影響は全く無いと思いますし、駐車場として使用されても止むを得ないのではないかなと見て帰りました。14番の〇〇の土地ですけども、これは◆◆◆◆◆さんが取得する土地でして、周辺は民家と民家の間の土地でもありますし、周辺農地に対する影響も無いと見て帰りました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、15番と16番について、13番委員さん、説明をよろしくお願いします。

13番委員 失礼いたします。13番でございます。第3号でございますが、15と16と、15の〇〇〇でございますが、これは〇〇〇〇でございますが、この隣が資材置場になっておりまして、その隣接の土地でございます。この◆◆さんという方は建築資材を運搬してらっしゃる方でございます。位置的にも殆ど他に影響は無い場所でございます。それから16番でございますが、〇〇〇〇でございます。これが2筆、土地造成ということでございますが、名和小学校のすぐ近くでございます。19ページに書いてございますが、8区画の造成ということでございまして、場所的にもここは遺跡の調査も行われておりましたので、そのように確認してまいりました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんのほうで何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので採決のほうに入らせていただきます。(質問があるで、との声あり)

20番委員 質問。

議長 はい、どうぞ。

20番委員 20番です。この13番の件ですが、これは露店駐車場ということであるんですが、どうせ埋め立てせんと使用出来んじゃないかなと自分は思うわけですが、その前に、その道を挟んだ隣にも家が、本店移転されていまして、改良区等、それから近隣の人からですね、水路が狭くて水が溢れるという問題が今発生しておりまして、現実、水路を大きな幅にするというふうなことになっております。これを今度、◆◆さんが土地を埋められた場合ですね、これは水路の関係等は大丈夫でしょうかね。同意書とか無くてもいいんでしょうか。どうでしょう。

事務局 はい。今の20番委員さんの質問に対してお答えします。先程の水の排水の問題ですね。色々ご心配になることがあろうかと思えます。今回の駐車場にしましては、平面図のほうでもありますように、真砂土を敷き詰められるというような計画になっておりまして、アスファルト舗装ですとか、コンクリート

舗装になりますと完全に上に水が流れてしまいますけども、真砂土ということで、全く流れないわけではありませんけども、地下浸透もあるということで、ただ、排水勾配ということで海側のほうにですね、流されるような計画にはなっております。あと、水路に関しましてですけども、水路関係者の同意も申請の時には取っていただくような形で申請書のほうに付けていただくようにしておりますので、その辺りも踏まえた計画がされておるといことでご理解いただきたいと思ひます。

議長 それ以外に何か。

20番委員 解りました。

議長 はい。

それでは採決に移らせていただきたいと思ひます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決成立いたしました。

議長 続きまして議案第4号、非農地証明願について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、失礼します。議案第4号、非農地証明願について。下記証明願について、議決を求めます。

番号3番、土地の所在は〇〇〇〇△△△-△、△△△-△、〇〇〇〇〇〇△△△-△、申請人は〇〇町〇〇△△△番地、●●●●さん。こちら△△△-△に関しましては20年以上前から農舎用地として宅地化されております。あと、△△△-△、△△△-△につきましては、20年以上前から耕作されておらず原野化しております。△△△-△に関しましては登記地目は原野となっておりますが、農地法上の農地ということで畑ということになります。番号4番、土地の所在は〇〇〇〇〇〇△△△-△、申請人は〇〇町〇〇〇△△△番地△、●●●●さん。こちら事由としましては、県道拡幅により狭小となり20年以上前から耕作していないということになります。次のページから位置図を付けておりますのでご覧下さい。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思ひます。番号3番について、5番委員さん、よろしくお願ひします。

5番委員 はい、5番です。〇〇の〇〇2筆、これは畑でして宅地に隣接した所です。下の原野になつとる所はもう木も生えており農地としてはちょっと不可能じゃないかなというふうに見て帰りました。それから下の〇〇の〇〇〇〇、これは雑木林に隣接する畑でして、ここにももう木が生えてきており、農地としてはちょっと難しいんじゃないかなという具合に見て帰りましたので、よろしく審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号4番について、18番委員さん、よろしくお願いします。

18番委員 番号4番について説明いたします。この土地は赤碓大山線の横の土地でありまして、この目の前にある机の幅よりも狭い幅で、細長い土地でありまして、農地として利用するのはとても難しいと思います。非農地としてするのも止むを得ないんじゃないかなと思います。以上です

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで何か皆さんのほうで質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第4号、非農地証明願について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第5号、平成28年度大山町(羽田井・東積の各一部〈151地区〉)地籍調査事業に係る農地の地目変更について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第5号、大山町(羽田井・東積の各一部〈151地区〉)地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

右のとおり地籍調査課から照会が入っております。次のページから地目変更予定地の一覧及び位置図を付けております。今回、筆数が多かったですので、ちょっと位置図が大変見難いですが、色が濃くなっておいて横の辺に番号が付いている所が今回地目変更の照会がきておる筆になります。図面のほうの番号はその前のページの一覧表の番号と同じでございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。18番委員さん、よろしくお願いします。

18番委員 18番です。7月の下旬に事務局と、羽田井・東積の現地確認を行いました。雑種地が主でして、山林等もありますが地籍調査課のとおりそれぞれの地目変更も妥当ではないかと見て帰ってきております。以上で報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。何か皆さんのほうで質問等がありますでしょうか。(沈黙) ないようですので採決のほうに入らせていただきたいと思います。18番委員さんの関係の土地がございますので、59番から63番、それから65番、133番を除いた、18番さんの関係を除いた土地で採決をいたしたいと思います。

議案第5号、平成28年度大山町(羽田井・東積の各一部〈151地区〉)地籍調査事業に係る農地の地目変更について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。

(18番委員、退室)

続きまして、番号59番から63番、65番、133番の採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(18番委員、入室)

議長 続きまして議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしく
お願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1
項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化
促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳
細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしている
と考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんのほうで
何か質問等がございますでしょうか。(なし、との声あり) ないようですので、
採決のほうに入らせていただきます。

番号632番と642番を除いた外のもので採決をいたしたいと思います。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

続きまして、642番の25番委員さんの・・・

(25番委員、退室)

続きまして642番について採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいた
します。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(25番委員、入室)

続きまして、23番さん。

(23番委員、退室)

それでは632番について採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(23番委員、入室)

議長 続きまして議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんのほうで何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので採決のほうに入らせていただきます。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして6番の報告事項に入らせていただきます。

報告事項は後から見ていただければ結構かなと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

報告事項のその他、事務局で何かありますか。

事務局 ありません。

議長 皆さんのほうで何かありますか。(沈黙)

議長 ないようですので7番のその他に入らせていただきます。

(1)番、平成28年9月の定例会の日時について。9月9日、金曜日、午後3時より、大山町役場大山支所第1会議室にて開催になります。場所がちょっと変わりますので間違いのないようによろしくお願ひしたいというふうにあります。

議長 続きまして(2)番、農業委員会だよりについて、を事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局 【その他】

・農業委員会だよりについて。

議長

はい、ありがとうございました。農業委員会だよりにつきましては、よろしくお願いたします。

議長

続きまして（３）番、農地パトロールの日程調整について、を事務局の説明をお願いいたします。

事務局

【その他】

・農地パトロールの日程調整について。

議長

はい、ありがとうございました。農地パトロールにつきましてよろしくお願いたします。

議長

（４）番、その他で事務局のほうから何かありますか。

事務局

ありません。

議長

皆さんのほうで何かありますでしょうか。（沈黙）それでは無いようでございますので、８月の定例農業委員会をこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 中川 幸應

議事録署名委員 米澤 誠一

議事録署名委員 遠藤 幸子

: 備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。